

シーサイド温泉のうみ  
サンビーチおきみ  
指定管理者【募集要項】

平成28年10月  
江田島市産業部観光振興課

## 1 募集の趣旨

「シーサイド温泉のうみ」「サンビーチおきみ」の設置目的を達成するため、安全かつ効率的に2施設を一体的に管理運営することができる指定管理者を募集する。

## 2 施設の概要等

### (1) 設置目的

「シーサイド温泉のうみ」は、市民の健全なレクリエーションの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供することを目的とする。

「サンビーチおきみ」は、地域にある美しい自然、伝統文化や多様な農林漁業生産活動を生かし、就業機会の確保と、都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農林漁業及び関連産業の振興を図ることを目的とする。

### (2) 施設名称

ア シーサイド温泉のうみ

イ サンビーチおきみ

### (3) 所在地

ア シーサイド温泉のうみ 江田島市能美町中町4719番地1

イ サンビーチおきみ 江田島市沖美町是長1433番地2

### (4) その他

ア サンビーチおきみ宿泊定員 48人(13室)

イ サンビーチおきみ, シーサイド温泉のうみ 駐車場完備

## 3 管理運営の基本事項

(1) 「シーサイド温泉のうみ」江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例, 同条例施行規則並びにその他関係法令に基づき, 適切な管理を行うこと。

(2) 「サンビーチおきみ」江田島市山村振興等農林漁業施設設置及び管理条例, 同条例施行規則並びにその他関係法令に基づき, 適切な管理を行うこと。

(3) 公の施設であることを認識し, 公平な管理を行うとともに利用者へのサービスの向上に努めること。

(4) 施設の効用を最大限に発揮し, 管理経費の節減を図ること。

## 4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。なお, 詳細は別添「シーサイド温泉のうみ, サンビーチおきみ【仕様書】」を参照してください。

(1) 「シーサイド温泉のうみ」「サンビーチおきみ」の施設, 付帯設備及び物品の維持及び管理に関する業務並びに当該業務に付随する業務

(2) 施設等の利用手続に関する業務

(3) 施設等の利用に伴う, 利用者への便宜供与

(4) 施設等の利用料の徴収業務

## 5 指定期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで(2年)

## 6 指定管理料の取扱い

指定管理業務に係る対価として, 指定管理料を年額10,286,000円(消費税及び地方

消費税を含む)を上限とし、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として、四半期毎に支払うものとする。

## 7 収益に関する取扱い

本業務の運営により総収益(営業収入と営業外収入の合計額から、営業費用及び営業外費用を控除した額)が発生した場合は、その収益金額の2分の1相当額を江田島市に納付するものとする。

## 8 応募資格

- (1) 法人等の団体であること(法人格の有無は問いません)。
- (2) 個人での申請はできません。新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。
- (3) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体
- (4) 法人等の団体及びその代表者が、次の者に該当しないこと。
  - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 国税、地方税を滞納している者
  - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (5) 江田島市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人(市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く)。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定により江田島市における入札等の参加を制限されていないこと。

## 9 募集要項及び指定管理者管理者仕様書等の配付場所及び配付期間

- (1) 配付場所 〒737-2297  
江田島市大柿町大原505番地  
江田島市役所2階 江田島市産業部観光振興課
- (2) 配付期間等
  - ア 配付期間  
平成28年10月3日(月)から平成28年10月24日(月)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。)を除く。)
  - イ 配付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
  - ウ 募集要項等は江田島市ホームページからダウンロードすることもできます。

## 10 現地説明会

- (1) 日時 平成28年10月12日(水)又は10月19日(水)  
「シーサイド温泉のうみ」 午前10時(現地集合)～約1時間  
引続き、「サンビーチおきみ」へ移動～約1時間
- (2) 参加を希望者する場合は現地説明会参加申込書(別紙様式1)に必要事項を記入の上、平成28年10月11日(火)又は18日(火)までに電子メール又はFAXで申し込んでください。  
※1団体2名までとします。

## 11 公募に関する質問

- (1) 受付期間  
平成28年10月4日(火)から平成28年10月21日(金)午前まで
- (2) 質問方法  
指定管理者に関する質問票(別紙様式2)に必要事項記入の上、電子メールで提出してください。  
※ FAX, 口頭による質問は受け付けません。  
E-mail [kankou@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:kankou@city.etajima.hiroshima.jp)
- (3) 質問の回答  
ア 回答日 平成28年10月24日(月)午後から  
イ 質問に対する回答は、ホームページへの掲載により回答を公開いたします。

## 12 指定申請書の提出先及び受付期間

- (1) 提出先  
〒737-2297  
江田島市大柿町大原505番地  
江田島市 産業部 観光振興課
- (2) 受付期間  
平成28年10月25日(火)から平成28年10月31日(月)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。)を除く。)
- (3) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで  
※ 郵送可, 10月31日消印有効

## 13 提出書類

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支計画書
- (3) 団体の定款, 寄付行為, 規約又はこれに類する書類及び法人概要書
- (4) 法人の登記簿謄本及び印鑑証明書
- (5) 申請日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (6) 申請日の属する前事業年度の収支予算書及び事業報告書
- (7) 役員名簿
- (8) 国税, 県税, 市税等の滞納がない証明書
- (9) その他, 市長が必要と認める書類

(10) 留意事項

- ア 提出部数は正本1部及び副本8部（副本は複写可）とし、原則A4判縦型で作成してください。
- イ 提出された書類は返却いたしません。
- ウ 申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。
- エ 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし選定の公表等に必要な場合は江田島市が申請書類の一部又は全部を無償で使用できることとします。

14 審査結果

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表いたします。

15 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

- ア 市は、指定管理者選定委員会において指定管理者の候補者を決定します。なお、審査の結果、候補者として適した者がないと認める場合は、候補者を選定しない場合があります。  
この場合でも江田島市は一切の損害責任を負いません。
- イ 指定管理者の候補者として選定された団体を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、江田島市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。
- ウ 江田島市議会において否決された場合は、指定できません。この場合、江田島市は、一切の損害賠償等の責任を負いません。

(2) 協定の締結

江田島市と指定管理者は、シーサイド温泉のうみ、サンビーチおきみの管理に関して、指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

ア 基本協定の内容

- (ア) 協定の目的に関する事項
- (イ) 指定期間に関する事項
- (ウ) 業務の範囲・内容と実施条件に関する事項
- (エ) 事業計画及び収支計画に関する事項
- (オ) 事業報告及び収支報告に関する事項
- (カ) 利用料金の取扱いに関する事項
- (キ) 損害賠償の義務に関する事項
- (ク) 個人情報保護に関する事項
- (ケ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (コ) 指定期間満了時の取扱いに関する事項
- (サ) その他

イ 年度別協定の内容

- (ア) 市との基本協定で毎年度変更に関する事項
- (イ) その他

ウ 年度毎に事業報告を提出して頂きます。なお、提出書類は原則公開します。

(3) 申請スケジュール等

- ア 指定管理者指定申請書の提出期限・・・・・・・・平成28年10月31日(月)
- イ 指定管理者選定委員会(候補者の決定)・・・平成28年11月7日(月)
- ※(指定管理選定委員会にて、提案内容についてのヒアリングを行います。)
- ウ 江田島市議会の議決・・・・・・・・・・・・・・・・12月議会に提案予定
- エ 本協定書締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・議会議決後
- オ 指定管理者として業務開始・・・・・・・・・・平成29年4月1日(土)

16 お問い合わせ先

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市産業部観光振興課

担 当 : 福岡・佐野

電 話 0823-43-1644

F A X 0823-57-4432

E-mail [kankou@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:kankou@city.etajima.hiroshima.jp)